

人事院事務総局職員福祉局長

「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正について（通知）

「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（令和 2 年 3 月 1 日職職—104）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 2 年 1 2 月 9 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 検疫法（昭和 2 6 年法律第 2 0 1 号）第 3 4 条第 1 項の規定に基づく <u>新型コロナウイルス感染症を</u> <u>検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令</u> （令和 2 年政令第 2 8 号）第 3 条によって準用される検疫法第 1 6 条第 2 項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合 2～4 （略）	1 検疫法（昭和 2 6 年法律第 2 0 1 号）第 3 4 条第 1 項の規定に基づく <u>新型コロナウイルス感染症を</u> <u>検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令</u> （令和 2 年政令第 2 8 号）第 3 条によって準用される検疫法第 1 6 条第 2 項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合 2～4 （略）

以 上